

監査報告書

社会福祉法人慈光会 理事長 永田啓朗 様

社会福祉法人慈光会監事

中山義紹 

社会福祉法人慈光会監事

久嶋育義 

私たちは、社会福祉事業法第38条の規定に基づき、社会福祉法人慈光会の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの法人理事の業務執行の状況及び財産の状況について監査を行い、その結果を次のとおり報告します。

1. 監査方法の概要

- (1) 業務監査のため、理事及びその業務執行部門からの業務の報告の聴取、評議員会、理事会議事録等の重要書類の閲覧、その他必要と認めた方法を用いて、理事の業務執行の妥当性を確認した。
- (2) 会計監査のため、平成29年5月22日に理事長から提出された事業報告書、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録及び附属明細書、計算関係書類について、帳簿、関係書類の閲覧及び照合、理事並びに関係部門職員からの報告の聴取、その他必要と認めた方法を用いて、決算書類の正確性を調査し確認した。

2. 監査意見

- (1) 理事の業務執行は、関係法令及び定款に従い、適法に行われており、指摘すべき不整の事実はないと認める。
- (2) 事業報告書は、事実であり、事業の経過その他社会福祉法人慈光会の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録は、正確であり、関係法令、定款、会計基準に従い、この法人の財産の状況及び収支の状況を正しく示しているものと認める。